

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）より、2012 年 8 月 3 日付け回状 1315 号をもって 2012／2013 年の競技規則追加改正について通達がございました。下記の通り日本語に訳しますので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願い致します。

2012/13 年競技規則追加改正について

2012 年 7 月 5 日、チューリヒの FIFA 本部にてジョセフ・S・ブラッター FIFA 会長が議長を務める国際サッカー評議会 (IFAB) の特別会議が開催された。この特別会議において競技規則の改正が承認され、以下のとおり、様々な指示および方向性が示された。

競技規則の改正および評議会の決定

1. ゴールライン・テクノロジー (GLT)

i. GLT の使用についての決定およびその意義

GLT の使用は強制ではなく、競技会ごとに定められる。但し、GLT 使用については、「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル」に定められたライセンス供与と認定の手続きを条件とし、直ちに効力をもつことが全会一致で承認された。

また、この技術をゴールラインにおいてのみ導入し、試合において GLT 以外の技術の使用を支持しないことでも一致された。さらに、GLT はあくまで主審を補助するものであり、主審の決定が最終であることには変わりないことでも合意された。

その上で、第 2 段階の実験にある GLT システム、「ホークアイ」と「ゴールレフ」の両方についても、「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル」に基づき、各スタジアムで最終設置試験を行うことを条件として承認された。各加盟協会の競技会における GLT 使用の可能性に向けた次のステップについては、詳細を FIFA.com/quality に記載している。

i. a) 競技規則の改正

GLT 使用の決定がされたことにともない、競技規則について下記の改正が承認された。

第 10 条 得点の方法

現在の文章	新しい文章
得点 (…)	得点 (…)
勝利チーム (…)	勝利チーム (…)
競技会規定 (…)	競技会規定 (…)
	ゴールライン・テクノロジー (GLT) GLT システムは、得点があったかどうかを検証し、主審の決定を援助するために使用することができる。GLT の使用は、各競技会規定に明記されなければならない。

第 10 条 得点の方法

(競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン)

現在の文章	新しい文章
ノーゴール (…)	ノーゴール (…)
	ゴールライン・テクノロジー (GLT) GLT の基本原則 ・ GLT はゴールラインにのみ適用され、得点があったかどうかの決定にのみ使用される。 ・ GLT システムは「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル」に基づくものでなければならない。 ・ 得点があったかどうかは 1 秒以内に判定され、ただちに自動的に示されなければならない。 ・ 得点があったかどうかは GLT システムによって（審判員の時計の振動および視覚的シグナルにより）審判員のみ伝えられる。 GLT の要件および規定 競技会の試合で GLT が使用される場合、競技会主催者は、システムが「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル」に示された要件を満たしていることを確認しなければならない。また、このマニュアルは国際サッカー評議会の承認を得ていなければならない。独立した検査機関が「テストマニュアル」に従って、異なるテクノロジー提供者のシステムの正確性および機能を検証しなければならない。

第5条 主審

(国際サッカー評議会の決定)

現在の文章	新しい文章
決定 1 (...)	決定 1 (...)
決定 2 (...)	決定 2 (...)
	決定 3 ゴールライン・テクノロジー (GLT) が各競技会規定に従って使用される場合、主審は試合前に、このテクノロジーの機能をテストする義務がある。実施すべきテストについては「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル」に示されている。テクノロジーが「テストマニュアル」に沿って機能しない場合は、主審は GLT システムを使用してはならず、この事実を各関係機関に報告しなければならない

i. b) 「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル」

評議会は「FIFA クオリティ・プログラム」の「GLT テストマニュアル 2012」を承認し、GLT のライセンス供与および認定の手続きを定めた。
さらに、GLT のために競技のフィールド（つまりゴール）や試合球の内部に装置を導入できるよう、下記の通り競技規則の改正を承認した。

第1条 競技のフィールド

(国際サッカー評議会の決定)

現在の文章	新しい文章
決定 1 (...)	決定 1 (...)
	決定 2 ゴールライン・テクノロジー (GLT) を使用する 場合、ゴールの枠の修正が認められる。修正は 「FIFA クオリティ・プログラム」の GLT マニ ュアルの規定、および上記の「得点」の記述に従っ て行わなければならない。

第 2 条 ボール

(国際サッカー評議会の決定)

現在の文章	新しい文章
決定 1 (...)	決定 1 (...)
決定 2 (...)	決定 2 (...) 決定 3 ゴールライン・テクノロジー (GLT) を使用する 場合、このテクノロジーを導入したボールを使う ことができるが、「FIFA 承認」、「FIFA 検定」、「国 際試合ボール基準」のいずれかのロゴが付けられ ていなければならない(「決定 1」を参照のこと)。

2. 追加副審 (AAR) の試験導入

i. 追加副審の導入についての決定およびその意義

AAR の導入は強制ではなく競技会ごとに定められ、直ちに効力をもつことが承認された。AAR の使用を希望する各加盟協会は添付のガイドライン「追加副審の手順」に従うものとする。この手順は変更される可能性があり、2012 年 10 月に開催される国際サッカー評議会の年次事務会議にて再び議論される予定である。

ii. 競技規則の改正

この決定にともない、競技規則の改正が必要となる部分については、「第 4 の審判員およびリザーブ副審」(P.57) の後に、「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」(P.80) と並び「追加副審」というタイトルで別のセクションを設けることが合意された。これらの修正は 2012 年 10 月に行われる IFAB の年次事務会議で再び議論され、承認される予定である。

3. 第 4 条 競技者の用具「ヘッドスカーフ」

i. ヘッドスカーフ使用についての決定およびその意義

試験導入期間において、強制ではなく競技会ごとに定める形でのヘッドスカーフ着用を一時的に承認することが、合意された。認められるデザイン、色、素材については 2012 年 10 月 2 日にグラスゴーで行われる国際サッカー評議会年次事務会議で定められ、確認され、同会議の後に発効する予定である。ヘッドスカーフ着用による負傷についての医療文献がないため、決定は 2014 年の国際サッカー評議会年次総会で見直される予定である。

ヘッドスカーフの承認はあくまで試験導入であり、当面は競技規則の改正は必要ない。いずれにしても、ヘッドスカーフが永続的に認められることになっても、女性のヘッドスカーフ着用は「修正」セクション内で認められるため、第 4 条の改正は必要ないことを評議会は確認した。

4. 第3条 競技者の数

競技規則 2012/2013 の修正に関する情報を記載した 2012 年 5 月 31 日の通達 no.1302 の通り、下記の第3条（P.17）の修正も競技規則の新版に含まれるべきであることを確認した。

現在の文章	新しい文章
公式競技会 FIFA、大陸連盟、または加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大 3 人までの交代を行うことができる。競技会規定には、3 人から最大 7 人までの範囲で、登録できる交代要員の数を明記しなければならない。	公式競技会 FIFA、大陸連盟、または加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大 3 人までの交代を行うことができる。競技会規定には、3 人から最大 <u>12 人</u> までの範囲で、登録できる交代要員の数を明記しなければならない。

※日本語版では既に改正済み

施行

GLT、AAR、競技者の数に関する競技規則についての国際サッカー評議会の決定は、直ちに拘束力のあるものとなる。

国際サッカー連盟 事務局長
ジェローム・ヴァルク

添付：AAR（追加副審）の手順（2011/2012 版）

写し送付： FIFA 理事会、FIFA 審判委員会、大陸連盟

国際サッカー評議会 AAR（追加副審）の手順

任務

2 人の追加副審は、特にペナルティーエリア内において、あるいは主審より追加副審の方がよりはっきりと反則が見えるときは、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助する。追加副審の任務には、ボールの全体がフィールドの外に出たときや、得点があったかどうか、どちらのチームがコーナーキックまたはゴールキックを行うのかを主審に知らせることが含まれる。また追加副審は、ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れた場合も知らせる。

最終決定はつねに主審が行う。

主審または副審がその職務を続行することができなくなった場合、追加副審はこれらの審判員のいずれの職務も代行することはできない。

すべての追加副審は、主審と同じ基準で審判員としての活動を行うのが理想的であるが、それができなければ、可能な限り高いレベルで行わなければならない（追加副審による判定は、通常は審判員たちによって決定的に試合を左右する位置で下されるため）。

副審は主審が試合をコントロールするのを援助するが、ゴールラインの判定について、またはペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れた場合に合図して知らせることについて、直接的な責任は持たない。

シグナル・システム

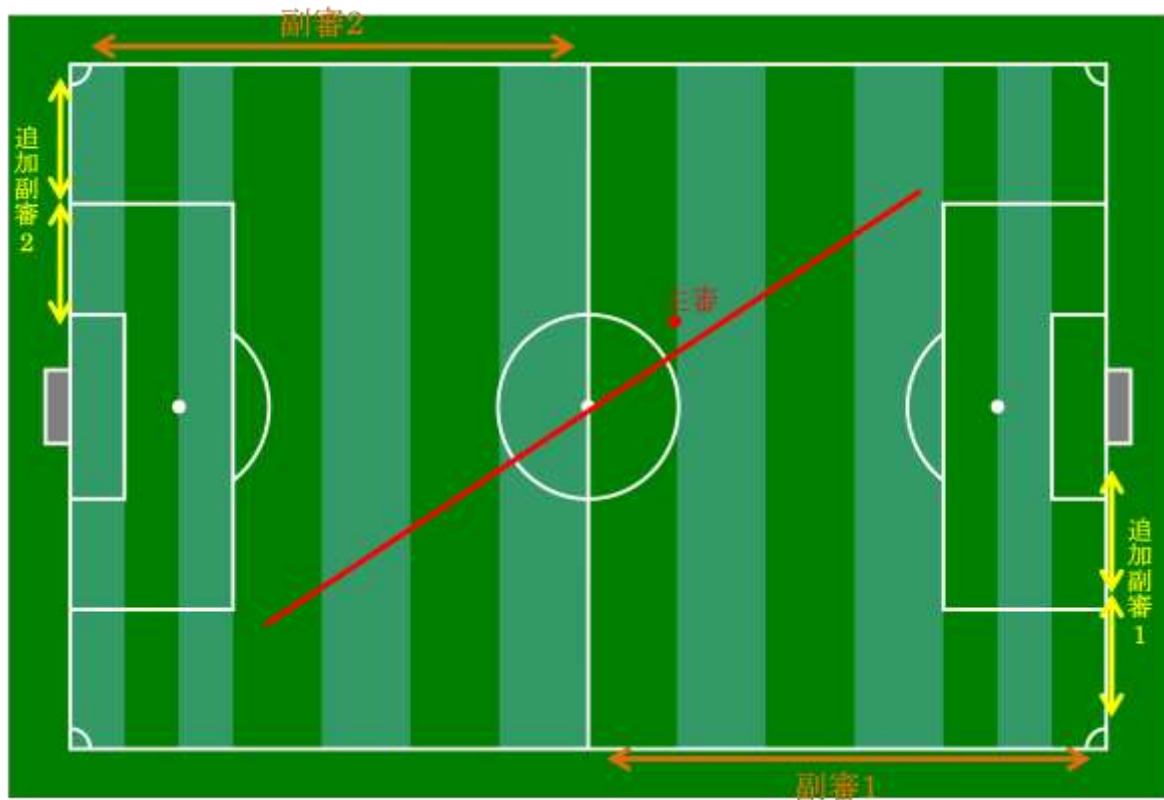
追加副審は、主審に判定を知らせるために電子通信システムのみを使用し、フラッグは使用しない。

電子通信システムが故障した場合、追加副審は、シグナルビープ付きのフラッグを用いて、判定を知らせる。手によるシグナルは行わない。

位置取り

追加副審の位置は、（センターマークから見て）各ゴールの右側のゴールラインの後方である。追加副審は視野を確保するためゴールラインに沿って動くことができるが、フィールド内に入ってはならない。

主審は、通常の対角線式審判法に基づいた動きを行うものとする。



副審はタッチライン上において、後方から 2 人目の守備側競技者またはボールのラインに位置取りする。ペナルティーキックを行うときは、副審は後方から 2 人目の守備側競技者のラインに位置取りしなければならない。

以上